

令和5年度 国民健康保険税について

■令和5年度の限度額および保険税率はつぎのとおりです。(下表)

令和5年度は、令和4年度と比較し、後期高齢者支援金分の賦課限度額のみが増額となりました

■納税通知書は世帯主の方に7月初旬頃お送りします

4月1日を基準に、国民健康保険被保険者の方がいる世帯に、『令和5年度国民健康保険税納税通知書』をお送りします。

納付書または口座振替による納付は年8回です。

なお、年金からの差し引きによる納付(年金特別徴収)は年6回の偶数月です。

■保険税の計算方法

①所得割額

世帯の被保険者の方の令和5年度の総所得金額(令和4年中総所得金額)から43万円を控除した(引いた)額×各区分の税率(下表)

②均等割額

医療分・後期高齢者支援金分は、被保険者全員の方に、介護納付金分は、40歳から64歳までの介護保険2号の方に課せられます。

また、世帯の総所得金額に応じて均等割が軽減されます。

■非自発的失業者の方には軽減制度があります

65歳未満の方で、リストラなどで職を失った方の国民健康保険税については、失業時からその翌年度末の間、前年の給与所得を3割として計算します。

〔対象となる方〕

- ・雇用保険の特定受給資格者(倒産、解雇などにより離職した方)
- ・雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどにより離職した方)

(軽減を受けるには)

雇用保険受給資格者証と印鑑を持参して、役場住民課で手続きが必要です。

■国民健康保険の加入・資格喪失について

国民健康保険に加入される方は、退職の証明書などを役場住民課窓口および古里出張所窓口まで持参のうえ、加入の手続きをしてください。加入の手続きが遅れた場合は、遡って資格を取得します。

国民健康保険税は、届出された日からではなく、資格を取得した月の分から納めます。

また、会社に就職した、家族の扶養に入ったなど

で、国民健康保険をやめられた方につきましても、新しい健康保険証を持参のうえ、国民健康保険の資格喪失の届出をしてください。

資格喪失の届出がないと、社会保険料と二重で保険税を納付することになります。

※問い合わせは、住民課・総合収納係(国民健康保険について)

☎83・2190

・総合窓口係(国民健康保険の制度について)

☎83・2182

自衛官募集案内

〔募集種目〕

- 航空学生・一般曹候補生・自衛官候補生・防衛医科
- 防衛医学科・防衛医科大学校看護学科・防衛大学校・陸上自衛隊高等工科学校

*受付期間・試験期日など詳しくは、広報おくとま5月号をご覧ください。

※問い合わせは、自衛隊東京地方協力本部福生募集案内所
☎042(551)4725

区分	医療分			後期高齢者支援金分			介護納付金分		
	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額	所得割	均等割	限度額
令和5年度	5.60%	28,100円	65万円	1.90%	10,500円	22万円	1.85%	12,000円	17万円
令和4年度	5.60%	28,100円	65万円	1.90%	10,500円	20万円	1.85%	12,000円	17万円
比較	±0%	±0円	±0万円	±0%	±0円	+2万円	±0%	±0円	±0円